

盛岡広域振興局長告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年4月8日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 工区に含まれる地域の名称 第5工区 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割65番1の一部、70番1、70番2、70番3の一部、71番2の一部、71番3の一部、71番4の一部、71番5の一部、71番6、104番1、105番1、106番1、107番、108番、109番、110番、111番1、112番1、113番1の一部、149番1、150番、151番、152番、153番、183番1、183番2の一部、184番、185番、186番1の一部、186番2、187番1の一部、187番2の一部、187番3の一部、187番4、188番の一部、189番の一部、212番1の一部、213番1の一部、214番1の一部、215番1の一部、216番1の一部、232番の一部、237番の一部、242番の一部、243番の一部及び245番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 - (1) 盛岡市羽場10地割100番地3 株式会社ベルプラス
 - (2) 盛岡市中央通三丁目17番21号 ダイナステージ株式会社
 - (3) 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割71番地 佐々木 嘉七
 - (4) 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割71番地 佐々木 和久